



ドローン・セーフティーガイドライン

- 1) オペレーションを行う国および地域の法令（条例を含む）を遵守すること。
- 2) フライトの距離、難易度にあわせてパイロット以外の監視を設置すること。
- 3) フライト前には必ずパイロット自ら機材チェックを行うこと。
- 4) 機材能力に応じた環境下でフライトを行うこと。
- 5) フライト前にフライトエリアおよびフライトプランを確認すること。
- 6) 民家および人の上でのフライトはみだりに行わないこと。
- 7) 危険物取扱施設の上空をフライトさせないこと。
- 8) 飛行ルート上の権利者及び管理者、騒音等影響を及ぼす恐れのある関係機関に事前承諾を得ること。
- 9) 緊急着陸場所を事前に確認しておくこと。
- 10) 安全を担保できない場合の夜間フライトは行わないこと。
- 11) 自主的に機材メンテナンスを行うこと。
- 12) 賠償責任保険への加入または同等の保険に加入すること。
- 13) 災害時には安全を確認した上で積極的に捜索活動へ参加すること。
- 14) フライトで得た情報の管理および法令遵守を徹底すること。
- 15) 公的機関より情報の開示要求があった場合には速やかに応じること。
- 16) 第三者に関係する事故が発生した場合は、必ず本協会に報告すること。
- 17) 協会は事故報告があった場合は速やかに、事故検証及び対策案を会員に周知すること。